

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○クリーニング師の研修及び業務従事者 に対する講習の指定 (食品・衛生課)	2
○保安林の指定予定の通知 (3件) (治山林道課)	2
○公共測量の作業期間の変更の通知 (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (")	3
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	4
◎告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港湾・海岸課)	4
公 告	
○ふぐ処理師試験の実施 (食品・衛生課)	5
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	5
高知県監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者 (6・19揭示)	5
入札公告	
○一般競争入札 (県立学校情報通信設備 (公衆無線LAN環境) 整備事業委託 業務) の公告 (教育委員会 事務局教育 政策課)	5
正 誤	
◎正誤 (平30・3・23付け 条例)	7

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

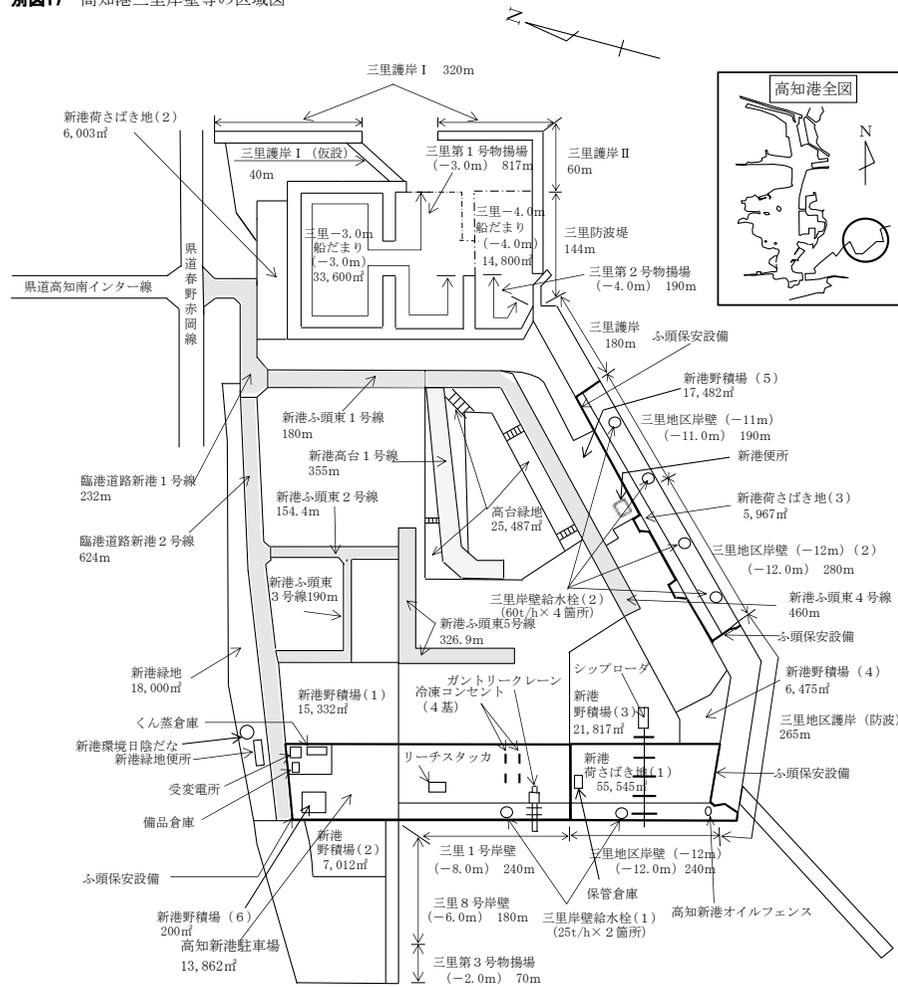
平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第50号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
 高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。
 別表第2の別図17を次のように改める。

別図17 高知港三里岸壁等の区域図



※三里地区岸壁 (-12m) (2)は国との港湾施設管理委託契約における三里地区岸壁 (-12m) ②を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第550号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修(以下「研修」という。)及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習(以下「講習」という。)の指定を平成30年6月19日付けで次のとおり行った。

平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称
平成31年2月3日(日)
高知市本町五丁目3-20 高知共済会館
- 第2型研修及び講習の受付期間
平成30年12月10日(月)から平成31年1月15日(火)まで
- 研修及び講習の科目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取り、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
- 研修及び講習の受講料
研修受講料 5,000円
講習受講料 4,500円
- 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先
高知市はりまや町三丁目7番6号 パームサイドビラ2階
公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第551号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
室戸市羽根町字ト畑甲3197の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ト畑甲3197の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第552号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年6月29日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡津野町北川字上シダヲ8254の1、8261の2

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上シダヲ8254の1・8261の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第553号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年6月29日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡津野町芳生野字ハギノトヲ乙5497の1から乙5497の3まで

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ハギノトヲ乙5497の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第554号
平成29年10月高知県告示第694号（公共測量の実施の通知）（平成30年4月高知県告示第337号（公共測量の作業期間の変更の通知）による変更の通知後のものをいう。）で告示した公共測量について、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり作業期間を変更する旨の通知を平成30年6月11日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成30年6月29日
高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量）

2 作業期間
(変更前) 平成29年10月16日から平成30年6月30日まで
(変更後) 平成29年10月16日から平成30年8月31日まで

3 作業地域
幡多郡黒潮町の一部

高知県告示第555号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成30年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年6月29日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
2 路線名 宿毛津島

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町坂本字 小川山468番19から 宿毛市橋上町坂本字 小川山467番1まで	前	8.6 }	34
	後	9.5 }	34

高知県告示第556号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成30年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年6月29日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
2 路線名 高知本山
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市追手筋二丁目 9番1	前	15.0 }	41
	後	15.0 }	41

高知県告示第557号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成30年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年6月29日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
2 路線名 高知本山
3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市追手筋二丁目9番1	41	平成30年6月29日

高知県告示第558号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市	1824番9	6.15	58.51	「次の図」は、省略し、高知県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
町西野字ヲノ丸	1824番9地先	6.00	22.20	
	(ただし、次の図に示す部分に限る。)	5.00	25.65	

高知県告示第559号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

表の高知港の臨港交通施設の項中

「

〃	新港ふ頭東4号線	延長460m	〃
---	----------	--------	---

」

を

「

〃	新港ふ頭東4号線	延長460m	〃
〃	新港ふ頭東5号線	延長326.9m	〃

」

に改め、同表の高知港の保管施設の項中「4,400㎡」を「6,475㎡」に、「12,844㎡」を「17,482㎡」に改める。

公 告

ふぐ取扱い条例(昭和36年高知県条例第34号)第11条第1項の規定による平成30年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。

平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の期日
平成30年10月16日(火)
- 2 試験の場所
高知市南久万58-1 RKC調理製菓専門学校
- 3 試験科目及び時間
(1) 筆記試験(午前10時から) 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規
(2) 鑑別試験(午前11時30分から) ふぐの種類及び部位の鑑別
(3) 実技試験(午後1時30分から) ふぐの処理の実技
- 4 受験の手続
県所定の様式による受験願書1通に次の書類を添えて提出すること。
(1) 2年以上ふぐ処理に関する知識及び技能を習得した旨を直接指導したふぐ処理師が証明した証明書1通
(2) 写真1枚(名刺型とし、出願前3月以内に撮影した正面、脱帽及び上半身像で、裏面に氏名を記載したもの)
- 5 受験手数料
5,280円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。)
- 6 受験願書の受付期間
平成30年9月3日(月)から同月14日(金)までの間(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。
なお、郵送の場合は、平成30年9月14日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の提出先
(1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所(当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所)
(2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)
- 8 合格者の発表
平成30年10月26日(金)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおい

て、合格者の受験番号を公表する。

9 その他の注意事項

- (1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。
- (2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持って午前9時50分までに試験会場に集合すること。
- (3) 不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、物部堰井筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	島内 啓二	南国市物部646番地
監事	島内 久夫	〃 〃 877番地
(就任)		
理事	島内 孝之	南国市物部873番地
監事	島内 啓二	〃 〃 646番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中村市蕨岡土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	高崎 保史	四万十市蕨岡甲1533番地
〃	福留 靖	〃 〃 甲1961番地
〃	景平 耕二	〃 〃 甲689番地
〃	景平 俊之	〃 〃 甲727番地
〃	山本 潤	〃 〃 甲3037番地
監事	景平 武文	〃 〃 甲2696番地
〃	有友 健夫	〃 〃 甲5398番地
(就任)		
理事	景平 俊之	四万十市蕨岡甲727番地
〃	高崎 保史	〃 〃 甲1533番地
〃	景平 耕二	〃 〃 甲689番地
〃	渡辺 拓	〃 〃 甲3689番地
〃	谷崎 友一	〃 〃 甲1072番地

監事	景平 武文	〃	〃	甲2696番地
〃	有友 健夫	〃	〃	甲5398番地

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成30年6月19日(揭示済)

高知県監査委員	弘田 兼一
同	依光 晃一郎
同	奥村 陽子
同	植田 茂

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
堀 重樹 兵庫県姫路市飾磨区清水179番地 グラジオ飾磨駅前302号
福田 敏信 大阪府枚方市渚南町37番14号
金 一寿 大阪府豊中市岡町北一丁目7番1号
川端 謙太 兵庫県川西市萩原台西三丁目332番地
上東 潤也 大阪府大阪市福島区鷺洲五丁目10番8-1003号
- 2 監査の事務を補助できる期間
平成30年6月19日から平成31年3月31日まで

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年6月29日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 入札に付する事項
 - (1) 特定役務の名称及び数量
県立学校情報通信設備(公衆無線LAN環境)整備事業委託業務 一式
 - (2) 特定役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 特定役務の履行期間
平成36年3月31日
 - (4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載

<p>すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、高知県知事が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者</p> <p>ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(3) 高知県における「平成30～32年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号</p>	<p>高知県教育委員会事務局教育政策課 電話番号088-821-4904 ファクシミリ番号088-821-4558</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>ア 手渡しによる交付の場合</p> <p>平成30年6月29日（金）から同年7月25日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>イ ダウンロードによる交付の場合</p> <p>平成30年6月29日午前9時から同年7月25日午後5時までの間に高知県教育委員会事務局教育政策課のホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310101/）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時</p> <p>平成30年8月8日（水）午後1時30分</p> <p>郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成30年8月7日（火）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所</p> <p>高知市本町五丁目2番17号 高知本町ビル2階 会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項</p> <p>この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年7月25日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県教育長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効</p> <p>この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等</p> <p>規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲</p>	<p>内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無</p> <p>無</p> <p>(7) 契約書作成の要否</p> <p>要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項</p> <p>2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成30年7月9日（月）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口</p> <p>3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be procured: Procurement of Information communication equipment for Kochi Prefectural Schools Public wireless LAN 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 25 July 2018</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Wednesday 8 August 2018</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Tuesday 7 August 2018</p> <p>(5) Contact: Educational policy Division, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, Kochi , 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan Tel: 088-821-4904 Fax: 088-821-4558</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
--	---	---

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平30・3・23	10023	◎条例	63	右 (4)	(施行期日) 1 この条例は、平成30年5月31日から施行する。 (高知県特別会計設置条例の一部改正) 2 高知県特別会計設置条例（昭和39年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。 本則の表中「並びに高知県土地開発基金」を削る。	この条例は、平成30年4月1日から施行する。